

養育費に関する公正証書等 作成支援事業のご案内

～ 養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成費用等を補助します ～

■対象者

令和2年6月1日以降に公正証書等を作成した福岡市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・ 養育費取り決めに係る経費を負担したこと。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・ 過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる公正証書等作成支援事業補助金の支給を受けたことがないこと。

■対象となる経費

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- ・ 調停の申し立てや裁判用の収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ・ 戸籍謄本等、公的書類の作成に必要なとされた添付書類取得費用
- ・ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

■補助額

対象経費の全額（上限 5 万円） ※1人1回限り

■申請方法・申請期日・申請窓口

公正証書等を作成した日(令和2年6月1日以降の日に限る)の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて福岡市立ひとり親家庭支援センター（詳細裏面）にお申し込みください。

※ 区役所での受付はできません。

※ 対象となるご本人が申請してください。

■手続きの流れ

補助金交付申請

公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて、福岡市立ひとり親家庭支援センターに補助金の交付申請をして下さい。

補助金支給決定

申請書類を審査し、補助金支給（不交付）決定通知書を送付します。

事業実績報告書及び請求書の提出

事業実績報告書及び請求書に必要な事項を記入し、福岡市立ひとり親家庭支援センターに提出して下さい。

補助金支給

補助金を指定の口座に振り込みます。

■必要書類

＜交付申請のとき＞

- (1) 養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金交付申請書
※様式はひとり親家庭支援センターに準備しています。
- (2) 児童扶養手当証書(児童扶養手当を受給している場合。有効期限内のものに限ります。)
児童扶養手当の証書がない場合は、本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票が必要です。 ※原則、交付から3か月以内のものに限ります。
- (3) 補助経費の領収書
領収書には、①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。
ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、②③のみで可能です。
- (4) 養育費の取り決めを交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
※公正証書の場合、「強制執行されても構いません」という趣旨の記載が必要です。
- (5) その他、市長が必要と認めるもの
※必要に応じてお願いすることがあります。

＜支給のとき＞

- (1) 事業実績報告書
- (2) 請求書
- (3) 振込先のわかるもの(通帳の写しなど)

■その他

福岡市立ひとり親家庭支援センターでは、「養育費」・「面会交流」についての基本的な知識を得て、将来にわたる養育費の受け取りや、面会交流に役立てるセミナーを年3回開催しています。

調停や強制執行の手続きなどについての個別相談会もあります。

＜お申込み・お問い合わせ＞

福岡市立ひとり親家庭支援センター

〒810-0074
住所：福岡市中央区大手門2丁目5-15
電話：092-715-8805
FAX：092-725-7720

◆開館時間
火曜日～土曜日 9：00～21：00
日曜日・祝日 9：00～17：30

◆休館日
月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
※施設の点検で臨時休館することがあります。

福岡市立
ひとり親家庭支援センター